



各都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

地方労災医員制度の運用細目について

地方労災医員制度の運用細目については、昭和56年4月2日付け基発第199号により示してきたところであるが、今般これを改め下記のとおりとすることとしたので、これに基づき円滑な推進を図られたい。

なお、これに伴い昭和56年4月2日付け基発第199号は、廃止する。

記

1. 委 嘱

地方労災医員は、次の要件を具備した者のうちから都道府県労働基準局長（以下「地方局長」という。）が委嘱する。なお、地方労災医員の職務は、労働者災害補償保険法の規定による保険給付及び労働福祉事業並びに労働基準法の規定による災害補償に係る事務のうち医学に関する専門的知識を要するものの処理であるので、管内における職業性疾病の発生状況等を勘案のうえ、委嘱しようとする医師の専攻学科、診療科等の構成に留意すること。

- (1) 医師免許を有する者であって社会的信望があり、都道府県労働基準局（以下「地方局」という。）又は労働基準監督署（以下「監督署」という。）の業務に深い関心と理解をもち、労災補償業務に積極的に協力する熱意を有する者であること。
- (2) 管内の労災補償行政上特に医学に関する専門的知識を要する傷病の診断、治療等の経験又は研究歴の豊富な医師であること。
- (3) 地方労災医員に委嘱されることにより、自己の利益をはかり又は政治的に利用しようとする者でないこと。
- (4) 公選による公職にある者又はその候補者でないこと。

2. 任 期

- (1) 地方労災医員の任期は、労災医員規程（昭和55年12月23日労働省訓第17号）第4条により、2年とされているが、任期途中において地方労災医員の交替があったときの後任者の任期は前任者の残余期間とするものとする。

- (2) 任期が満了した場合において再任を妨げないものとする。また、任期途中であっても地方労災医員として不適格であると認められた場合には、委嘱を解くものとする。

3. 勤 務

- (1) 地方労災医員の勤務場所は、原則として地方局労災主務課とする。

ただし、管内における業務又は通勤による傷病の発生状況等から見て、地方労災医員の処理すべき業務が恒常的かつ相当の程度に見込まれる監督署があるときは、当該監督署を特定の地方労災医員の勤務場所とすることができるものとする。

- (2) 地方労災医員の勤務は、人事院規則15-12（非常勤職員の勤務時間及び休暇）に定める勤務時間の範囲内とし、勤務日は地方局長が定めるものとする。

4. 発 令 手 続

- (1) 委嘱の場合

地方局長は、地方労災医員を委嘱するときは、次の書類を整え保管するものとする。

- | | |
|----------------------|----|
| イ 本人の承諾書（別紙様式1のとおり） | 1通 |
| ロ 履 歴 書（別紙様式2のとおり） | 1通 |
| ハ 委嘱辞令(写)（別紙様式3のとおり） | 1通 |

- (2) 再委嘱の場合

(1) に準じて取り扱うこととするが、履歴書は省略して差し支えないこと。

- (3) 解嘱の場合

地方局長は、地方労災医員を解嘱しようとするときは、次の書類を整えるものとする。

- | | |
|--------------------------|----|
| イ 辞任届(死亡届)（別紙様式4又は6のとおり） | 1通 |
| ロ 解嘱辞令(写)（別紙様式5のとおり） | 1通 |

- (4) 本省報告

(削 除)

- (5) 健康管理及び安全対策

地方局長又は労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）は、地方労災医員の健康管理及び安全対策について十分配慮すること。

- (6) 公務災害

地方労災医員が公務上の災害を受けた場合には、国家公務員災害補償法に基づく所定の手続をとること。

5. 報 酬

- (1) 地方労災医員の手当は、毎会計年度初めの予算執行通達の講師謝金の額に準じて支払うものとする。この区分については、別表のとおり設定したので参考とすること。

- (2) 地方労災医員が必要により勤務場所から協議のため移動する場合等には、それに要する旅費は、労働省所管国家公務員等の旅費取扱規程第4条の規定に基づき原則として8級相当の旅費を支給するものとする。

(3) 協議会等による検討の結果、提出される意見書の作成料の取扱いについては、昭和56年1月28日付け基発第43号「労災保険行政に係る「諸謝金」の支給について」及び昭和57年4月13日付け基発第272号「労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則の一部改正について」によるものとする。（支給対象者は、複数の地方労災医員の協議による場合は意見書の作成者、協議会による場合は座長、専門部会による場合は部会長とする。）

6. 支払方法等

(1) 支出科目

支出は経費の性格により、次のとおりとする。

- イ 手当関係：労災勘定（項）業務取扱費（目）非常勤職員手当
- ロ 旅費関係：労災勘定（項）業務取扱費（目）委員等旅費
- ハ 謝金関係：労災勘定（項）業務取扱費（目）諸謝金

(2) 支給日

地方労災医員の手当は、原則として職員の給与支給日又は月末に支給する（ただし、地方局の実情によりこれ以外の日を特定することができるものとする。）。

(3) 支払手続

- イ 地方局労災主務課長又は監督署長は、必要な時期に実績報告を地方局庶務課長に報告すること。実績報告書の様式は別紙様式8を参考にすること。
- ロ 地方局庶務課は、実績報告書に基づいて、支給調書（資金前渡官吏事務取扱手引…様式12号）を作成し、支出官は支給調書に基づき支払決議を行うこととする。この場合の決議書は給与等支払決議書を使用する。

(4) 計算証明

非常勤職員手当については、昭和27年7月1日付け検第147号「労働省関係の計算証明に関する指定について」により簡易証明となっているので、領収証書の提出に代えて給与証明書（計算証明規則第39条第2項）を提出すること。

(5) 支払方法

地方労災医員に対する手当については、原則として口座振込の方法により支払うこととする。

7. 協議の方法等

(1) 地方局長又は監督署長若しくは労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）は、地方労災医員に意見を求めようとしている事案についてあらかじめ高度の医学的判断を要することが見込まれるような場合は、「要協議事案」とし、その理由等を付して意見を求めることとする。ただし、監督署長及び審査官の場合は、地方局長を経由するものとする。

(2) 地方局長は、前記(1)により「要協議事案」として監督署長から送達された事案又は後記(6)により地方労災医員から協議を要するとされた事案について、複数の地方労災医員によ

る協議が必要であると認めるときは、取りまとめを行う地方労災医員を指定して意見を求めるかあるいは後記(3)又は(4)の協議組織の座長に、又は座長を経由して部会長に意見を求めることとする。

審査官が「要協議事案」として意見を求める場合については、地方労災医員の指定を含めて審査官が上記の判断をすることとする。

- (3) 地方局に、地方労災医員による協議を円滑に行うため、その協議組織として、地方労災医員協議会（以下「協議会」という。）を置くこととする。

協議会は、地方局長が指名する地方労災医員をもって構成し、構成員の互選により座長を選出することとする。

なお、地方局長は、協議会の運営に当たり、協議に係る事案の内容に照らし、構成員の専門科別の構成が適当でないとする場合には、当該事案の処理に当たって適当と認められる医師を地方労災医員に委嘱し、臨時に構成員とすることができる。

- (4) 同種の「要協議事案」が相当数見込まれる地方局において地方局長が必要と認める場合には、当該事案の専門的協議組織として、協議会に専門部会（以下「専門部会」という。）を置くことができる。

専門部会は、地方局長が指名する地方労災医員をもって構成し、構成員の互選により部会長を選出することとする。

なお、地方局長は、専門部会の設置及び運営に当たり、必要に応じて当該事案の処理に当たって適当と認められる医師を地方労災医員に委嘱し、臨時に構成員とすることができる。

- (5) 地方局長は、前記(3)又は(4)の協議組織について、その運営要領を作成し、これに基づき運営を行うこととする。

- (6) 地方労災医員が個別の、あるいは協議による意見を求められた事案について、協議会又は専門部会による検討が必要であると判断した事案については、その旨の意見を付して当該事案を地方局長あて回付することとする。

- (7) 意見を求められた地方労災医員が他の地方労災医員との協議を経て意見を述べる場合は、原則として別紙様式9の例によることとする。ただし、協議会又は専門部会による検討を経た場合は、別紙様式10の例によることとする。

(編注：一部改正 平成12年6月6日付け基発第392号)

別 表

ランク	区 分	備 考
A	大学病院、労災病院等の院長などの職にある者又はこれらに準ずる者	本表の区分欄に該当しない職務の者については左に準じてランク付けを行うこと。
B	大学病院、労災病院等の副院長などの職にある者又はこれらに準ずる者	
C	大学病院の医科長、労災病院の部長などの職にある者又はこれらに準ずる者	
D	大学病院、労災病院等の医師などの職にある者又はこれらに準ずる者	

別紙様式 1

就 任 承 諾 書

昭和 年 月 日

〇〇労働基準局長 殿

氏 名 ㊦

地方労災医員に就任することを承諾します。

履 歴 書

本 籍 ○ ○ 都道府県

現住所 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

氏名 ○ ○ ○ ○

○ ○ 年 月 日 生

学 歴

○ ○ 年 月 ○ ○ 大学 ○ ○ 学部 卒業

注) 最終学歴のみでよい。

職 歴

注) 簡略に記載する。

資 格

○ ○ 年 月 医師免許取得 ()

注) () は専門科目を記入する。

上記のとおり相違ありません。

昭和 年 月 日

氏 名 印

別紙様式 3

氏 名 ○ ○ ○ ○

地方労災医員を委嘱する。

任期は昭和 年 月 日までとする。

○○労働基準局又は○○労働基準監督署に配置する。

昭和 年 月 日

○○労働基準局長 ○ ○ ○ ㊟

別紙様式 4

辞 任 届

昭和 年 月 日

○○労働基準局長 殿

氏 名 ㊟

今般 により地方労災医員を辞任いたしたいのでお届け致します。

別紙様式 5

氏 名 ○ ○ ○ ○

願いにより地方労災医員の委嘱を解く。

昭和 年 月 日

○○労働基準局長 ○ ○ ○ ㊟

別紙様式 6

死 亡 届

昭和 年 月 日

○○労働基準局長 殿

遺 族
続 柄 氏 名 ㊟

下記の者は昭和 年 月 日(病名又は死因)のため死亡したのでお届けいたします。

記

○○労働基準局
地方労災医員 ○ ○ ○ ○

㊟ 公務上死亡のときは、昭和37年秘発丙第26号「労働省部内公務災害補償取扱手続」により記入のこと。

別紙様式 7 (廃 止)

実 績 報 告 書

月分

氏 名	住 所	実施年月日	単 ① 価	時 ② 間	① × ② = ③ 金 額	送金又は振込先 金 融 機 関 名	備 考
計							

(記入上の注意)

1. 本報告書作成に当たっての時間数は、出勤簿(時間数をは握できるもの。)等で整理すること。

(依頼者) 殿

〇〇労働基準局

地方労災医員

㊤

意見書の提出について

今般、標記のことについて依頼がありましたので、下記のとおり意見を申し述べます。
 なお、本件については、他の地方労災医員と協議を行ったものである。

記

労働保険 番号		負傷 発病年月日	年 月 日	治癒年月日	年 月 日
労働者名		負傷の部位 及び傷病名			
主訴 及び 自覚症					
依頼 事項 にか かる 意見					
総合 意見					

意見書の提出について

本地方労災医員協議会
又は
本地方労災医員協議会〇〇専門部会

は、貴職から依頼により、(元)労働者 ○ ○ ○

○に係る ○ ○ ○ ○ ○ について、昭和 年 月 日以降協議を行ってきたが、
このほど以下のような意見に達したので提出する。

昭和 年 月 日

(依頼者) 殿

〇〇労働基準局地方労災医員協議会
座長 _____ ㊟
又は
〇〇労働基準局地方労災医員協議会
〇〇専門部会
部会長 _____ ㊟